

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第42条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積が、<u>特定主要構造部</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 政令別表第1各項に掲げる防火対象物で地階を除く階数が5以上のもの(<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であるか、若しくは<u>主要構造部</u>が不燃材料で造られているもので5階以上の階の部分の床面積合計が100平方メートル(<u>特定主要構造部</u>が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては200平方メートル)以下のもの又は<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であるもので5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては200平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は自動的に閉鎖する機能を備えた防火戸で区画されているものを除く。)</p> <p>2・3 (略) (自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第46条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければなら</p>	<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第42条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積が、<u>主要構造部</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、<u>主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 政令別表第1各項に掲げる防火対象物で地階を除く階数が5以上のもの(<u>主要構造部</u>が耐火構造であるか、若しくは<u>主要構造部</u>が不燃材料で造られているもので5階以上の階の部分の床面積合計が100平方メートル(<u>主要構造部</u>が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては200平方メートル)以下のもの又は<u>主要構造部</u>が耐火構造であるもので5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては200平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は自動的に閉鎖する機能を備えた防火戸で区画されているものを除く。)</p> <p>2・3 (略) (自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第46条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければなら</p>

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>(1) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物 (<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。) で延べ面積が250平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 政令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第46条の2 次に掲げる小規模特定用途複合防火対象物に設ける自動火災報知設備については、省令第23条第4項第1号への規定は適用せず、省令第24条中「その部分(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その部分」と、「その階(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その階」とする。</p> <p>(1) 延べ面積が300平方メートル以上で、かつ、政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積(当該用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が250平方メートル以上500平方メートル未満のもの (<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)</p> <p>ア 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物</p> <p>イ 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</p>	<p>ない。</p> <p>(1) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物 (<u>主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。) で延べ面積が250平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 政令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第46条の2 次に掲げる小規模特定用途複合防火対象物に設ける自動火災報知設備については、省令第23条第4項第1号への規定は適用せず、省令第24条中「その部分(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その部分」と、「その階(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その階」とする。</p> <p>(1) 延べ面積が300平方メートル以上で、かつ、政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積(当該用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が250平方メートル以上500平方メートル未満のもの (<u>主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)</p> <p>ア 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物</p> <p>イ 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</p>